

道金浄水場及び吉田浄水場汚泥運搬・処分業務委託（処分）仕様書

（適用範囲）

第1条 本仕様書は、道金浄水場及び吉田浄水場汚泥運搬・処分業務委託の処分業務（以下「処分業務」という。）に適用する

（業務の内容）

第2条 本業務は、燕・弥彦総合事務組合水道局（以下「水道局」という。）の各浄水場で保管または発生する産業廃棄物（浄水汚泥）の最終処分業務又は中間処理業務とする。

（業務委託期間）

第3条 業務委託期間は、契約締結の日から令和4年3月10日までとする。委託期間中に処分業務に係る全ての手続が完了すること。

（業務の履行義務）

第4条 受託者は、契約書、本仕様書及び関係図書に基づき、効率的、経済的かつ適正に処分業務を履行しなければならない。

（産業廃棄物の性状等）

第5条 処分業務の対象となる産業廃棄物の性状等は次のとおり。

- (1) 産業廃棄物の種類は汚泥（浄水汚泥）である。
- (2) 汚泥の含水率は概ね60%である。
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条の4第5項に定める特定有害産業廃棄物には該当しない。
- (4) 予定数量は、約900トン。
ただし、各浄水場の稼働状況により数量の増減を行う。
- (5) その他詳細は別紙処分業務条件及び汚泥の性状等のとおりとする。

（業務管理）

第6条 受託者は、処分業務に必要な従業員数を確保し、処分業務に支障をきたさないように努めるものとする。

- 2 受託者は、処分業務を開始する前に、契約期間中の処分業務計画を受託者に提出すること。提出した計画に対して委託者から変更の要請がある場合は協力すること。

（グループ構成員の業務管理）

第7条 グループで受注した場合は、処分業務を行う者が運搬業務を行う構成員の搬出工程管理を行い、搬出場所で運搬車両等が停滞しないよう常に調整を行うこと。

（関係法令の遵守）

第8条 受託者は、処分業務の履行にあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律137号）（以下「廃棄物処理法」という。）及び日本国における関係法令等に従い適正に行うものとする。

（安全管理）

第9条 受託者は、処分業務の履行にあたり労働基準法（昭和29年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令を遵守し、公衆及び従業員の安全を図らなければならない。

- 2 受託者の処分施設が産業廃棄物を受け入れるにあたり、自治体等が事前協議や協定等により安全管理に関する点検・測定等の条件がある場合は、それらの事項を遵守しなければならない。

(数量の確認)

第10条 引き渡し数量の確認は、受託者が準備する計量器（計量検定済、最小目盛10kg）を用いて行うものとし、その計量結果はマニフェストに記載する。

(故障事故報告)

第11条 受託者は、処分業務の履行にあたり支障となる故障、事故等の不測の事態が生じた場合、又は生じる恐れがある場合は、直ちに委託者に報告しなければならない。

(業務実施にあたっての留意事項)

第12条 受託者が行う処分方法は、最終処分又は中間処理のいずれか一つを選択するものとし、2つの処分方法の併用は認めない。

- 2 受託者は、監督官庁等の許可を得た産業廃棄物処理施設を保有（賃貸借を含む。）しているものとする。
- 3 受託者は、産業廃棄物の処理施設の維持管理について関係法令及び関係法令に基づく許認可の条件を遵守し、産業廃棄物の適正な処分に万全を期さなければならない。
- 4 受託者は、委託者から受託した第6条に規定する業務を他人に再委託してはならない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承諾を得て、廃棄物処理法の定める再委託基準に従う場合は、この限りでない。
- 5 中間処理業務を選択した受託者は、中間処理の対象とした産業廃棄物の全量が最終処分されたことを明らかにするため、搬出から中間処理を経て最終処分に至る過程を、1次、2次の各マニフェストと対照させて、別紙の「管理記録簿」に記録しなければならない。ただし、中間処理で全量が有効に再利用され他の処分場にて最終処分されることが無い場合（2次マニフェストの発行が無い場合）は不要とする。

(資格を要する業務)

第13条 受託者は、処分業務を履行するにあたり法令等で規定される資格を必要とする業務には、常時資格者を従事させなければならない。

(業務完了報告及び履行の確認)

第14条 受託者は、毎月の業務が完了した後、直ちに業務完了報告書を作成し、委託者に提出しなければならない。

- 2 中間処理業務を選択した受託者は、業務完了報告書に、第12条第5項の「管理記録簿」を添付するものとする。ただし、中間処理で全量が有効に再利用され他の処分場にて最終処分されることが無い場合（2次マニフェストの発行が無い場合）は不要とする。
- 3 処分業務の履行の確認は、業務完了報告書及び1次マニフェストD票・E票に基づき行うものとする。
- 4 中間処理業務を選択した受託者は、委託者から2次マニフェストの写しの提出を求められた場合は、速やかにこれに応じなければならない。ただし、中間処理で全量が有効に再利用され他の処分場にて最終処分されることが無い場合（2次マニフェストの発行が無い場合）は不要とする。
- 5 受託者は、毎月ごと、処分業務を完了したときは、遅滞なく業務完了報告書を委託者に提出しなければならない。

(疑義等の解決)

第16条 受託者は、本仕様書等に定める事項について疑義が生じた場合には、委託者と協議のうえ決定する。

(別紙)

処分業務条件及び汚泥の性状等

| | | |
|---|----------|---|
| 1 | 業務仕様 | 道金浄水場及び吉田浄水場汚泥運搬・処分業務委託（処分） |
| 2 | 委託予定期間 | 契約締結の日から令和4年3月10日まで |
| 3 | 受け渡し場所 | ・新潟県燕市道金2934番地（道金浄水場内） ・新潟県燕市吉田西太田35番地1（吉田浄水場内） |
| 4 | 予定数量 | 約900トン |
| 5 | 産業廃棄物の性状 | 種類は浄水汚泥（天日乾燥汚泥）。 ・浄水汚泥の含水率は60%程度。 ・浄水汚泥は放射性物質を含む可能性があるが、100Bq/kg 以下。 過去3年の最大値は以下のとおり 平成30年度 検出されず 令和元年度 26Bq/kg 令和2年度 12Bq/kg ・浄水汚泥は河川水から水道水を生成する際に生じたものであり以下により生成される。 ①取水した河川水にポリ塩化アルミニウムと苛性ソーダを添加し、懸濁物質を凝集沈降させる。 ②凝集沈降した懸濁物質のみを抽出し天日乾燥したもの。 （又は、高分子凝集剤を添加して水分を抜いたもの。） |
| 6 | その他 | 処分業務については、「廃棄物処理法」に基づき、新潟県等の許可を受けていなければならないこと。 |